

平成28年4月から

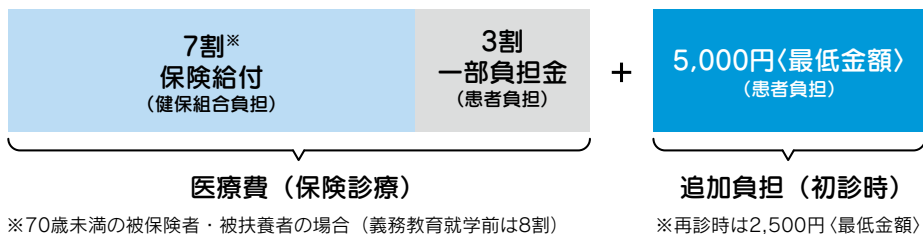
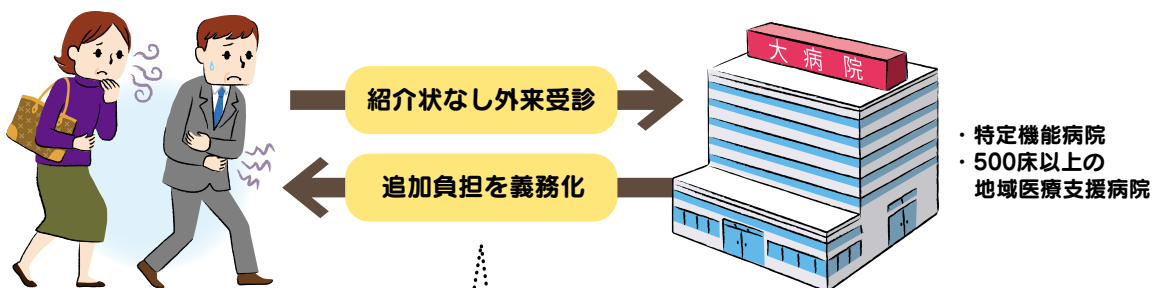
# 健康保険が変わりました

## 主な改正のポイント

Point  
1

### 紹介状なしでの大病院受診に追加負担が義務づけられました

紹介状をもたずに大病院を受診する場合には、救急時などを除き、初診料等とは別に、一定額を追加負担することが義務づけられました。身近な診療所や中小病院では通常の外来診療、特定機能病院などの大病院では専門的な外来診療に特化するという、医療機関の役割分担をさらに進めるためです。



Point  
2

### 入院時の食事代が引き上げられました

在宅で療養する方との負担の公平の観点から、入院時の食事代に食材費のほかに調理費が加えられ、260円から360円に引き上げられました。

#### ◆入院時の食事代の患者負担額 (1食あたり)



※低所得者の負担額 (現行100円または210円) と難病および小児慢性特定疾病の患者については、現行どおりに据え置かれます。また、平成28年4月1日時点で、1年を超えて精神病床に入院している患者についても、経過措置として据え置かれます。



Point  
3

## 「患者申出療養」がスタートしました

「国内未承認の医薬品等を保険外併用療養として使用したい」などの患者のニーズに応えるため、新たなしくみとして「患者申出療養」が創設されました。これにより申出から承認までの期間が、現在の6～7カ月から6週間（前例がある医療の場合は2週間）に短縮されました。

### 保険外併用療養ってなに？

健康保険が適用されない医療を受けたときは、保険適用される医療を含めて、医療費の全額が自己負担になってしまいます。しかし、一定の条件を満たす医療であれば、保険適用される医療については保険診療となるしくみのことです。

Point  
4

## 標準報酬月額が3等級追加されました

毎月支払う保険料の計算の基礎となる標準報酬月額の上限・第47級に、「第48級127万円、第49級133万円、第50級139万円」の3等級が追加され、現在の47等級から50等級となりました。

### ◆標準報酬月額の見直し

等級	標準報酬月額	報酬月額
47	121万円	117万5千円以上 123万5千円未満
48	127万円	123万5千円以上 129万5千円未満
49	133万円	129万5千円以上 135万5千円未満
50	139万円	135万5千円以上

追加

### 標準賞与額の上限が 引き上げられました

標準賞与額の上限が、これまでの「540万円」（年度累計）から、「573万円」に引き上げられました。

Point  
5

## 後期高齢者支援金が段階的に全面総報酬割に

健保組合は、後期高齢者支援金を負担し高齢者医療制度を支えています。この負担方法について、総報酬割による割合が、平成28年度は3分の2に引き上げられ、平成29年度にすべて総報酬割とすることになりました。

### 総報酬割ってなに？

健保組合に課される支援金等を算出する際、健保組合に加入している人数を基にするのが「加入者割」、報酬（給料）を基にするのが「総報酬割」。総報酬割が導入されることにより、多くの健保組合は負担が増加します。

Point  
6

## 傷病手当金・出産手当金の算定方法が変わりました

傷病手当金・出産手当金は、1日あたり標準報酬日額の3分の2相当額が支給されていました。標準報酬日額に報酬額をより正確に反映させ給付を適切に行うため、標準報酬日額の算定方法が現在の「標準報酬月額÷30」から、「支給開始月を含む直近の12カ月の各月の標準報酬月額を平均した額÷30」に変更されました。